「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における 現場入場の取扱いについて

\sim 一問一答 \sim

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、「遅くとも平成 29 年度以降においては、適切な保険に加入していることが確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。」としています。

この点について、よくあるお問い合わせとそれに対する国土交通省の考えを以下でお示し します。

- Q1 どの保険に加入していればガイドラインにおける「適切な保険」に加入していることに なるのか。
- A1 ガイドラインでは、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険について、関係法令において 事業主に従業員を加入させる義務のあるすべての保険に加入していることを「適切な保 険」に加入している状態と解します。

各保険への加入義務は事業所の形態等によって変わってきますので、別添「「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について」をご覧ください。例えば、従業員が4人以下の小規模な個人事業所等については、法令上、健康保険や厚生年金保険への加入義務はなく、従ってガイドライン上は、その従業員が協会けんぽや厚生年金保険に加入しなければならないわけではありません。

健康保険及び厚生年金保険に加入義務のない事業所の従業員は、個人で国民健康保険及 び国民年金に加入することとなります。

- Q2 小規模な個人事業所だが、どの保険に加入していればよいのか。
- A2 雇用している従業員が4人以下の個人事業所については、健康保険や厚生年金保険への加入義務はありませんが、雇用保険は雇用する労働者が1人でもいれば加入義務があるため、事業主は従業員を雇用保険に加入させる必要があります。雇用する常用労働者が5人以上の個人事業所については、雇用保険のほか、健康保険や厚生年金保険への加入義務があるため、従業員がこれらの保険に加入していることがガイドライン上必要となります。
- Q3 従前から従業員が建設国保に加入しており、法人化にあたって年金事務所で健康保険適 用除外の手続きをしたが、建設国保に加入していることをもって現場入場を断られるか。
- A3 法人が従業員を加入させる義務のある医療保険は、協会けんぽや組合管掌健康保険ですが、過去に従業員4人以下の小規模個人事業所であった際に建設国保等の国民健康保険組合に加入しており、法人化(※)にあたって、年金事務所へ必要な手続き(健康保険被保険者適用除外申請による承認)を行っている場合は、その従業員はガイドライン上

- の「適切な保険」に加入していると解します。
- ※個人事業所で雇用する常用労働者が5人以上になった場合や、その後新たに従業員を 採用した場合についても同様です。
- Q4 元請企業は法令上協会けんぽや厚生年金保険へ加入義務がない事業所の作業員を現場 に入場させてよいか。
- A 4 ガイドラインは事業主に加入させる義務がある健康保険、厚生年金保険、雇用保険を対象としていますので、国民健康保険や国民年金への加入対象となる作業員については現場入場が認められます。ただし、その場合は、法令上、個人で国民健康保険や国民年金に加入する必要があるので、適切に加入するよう指導することが望ましいです。
- Q 5 ガイドラインで現場入場が認められる「特段の理由」とは何か。
- A 5 法令上加入の義務があるにもかかわらず未加入の作業員の現場入場については、工事の 円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定すべ きとしています。
 - ①当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合
 - ②例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を 有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
 - ③当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合
- Q6 60 歳以上の作業員は雇用保険や健康保険に加入する必要があるか。
- A 6 雇用保険については、事業所に雇用されている労働者であれば加入させなければなりません。(雇用保険法の改正により、平成 29 年 1 月 1 日以降は 65 歳を超えて新たに雇用された者も加入義務があります。)

健康保険については、協会けんぽに加入する場合の手続き(又は建設国保に加入している場合の健康保険の適用除外の手続き)は、一般的に年金事務所で厚生年金保険の加入手続きと併せて行うものなので、A5の①の場合、厚生年金保険へ未加入であれば健康保険(協会けんぽ)にも未加入であると考えられます。法令上は厚生年金及び健康保険への加入義務がありますが、ガイドライン上の扱いとしては未加入でも現場入場が認められることとなります。